

小泉首相初め政府閣僚の靖国神社公式参拝の中止を求める意見書

小泉首相は4月22日の「アジア・アフリカ首脳会議」で、10年前の戦争終結50周年に当たって発表された「村山見解」と同様に、「植民地支配と侵略」が日本の誤った「国策」であったことを認め、「アジア諸国民の人々」に「多大の損害と苦痛」を与えたことについて、「反省」の意思を表明した。

ところが、この見解を示しながら、みずからの行動はそれとは逆の方向を向いている。靖国神社への公式参拝中止を言明しないどころか、国内外の批判に対して、開き直りの言動すら見せている。

靖国神社は、一般的な戦没者追悼施設ではない。戦前・戦中は、軍管理の宗教施設として、国民を戦争に駆り立てた。戦後も、戦争中と同様に「英霊の顕彰」を行い、侵略戦争を正しい戦争だったと宣伝している。

例えば、神社自身が発行するリーフレットでは、「アジア民族の独立が現実になったのは、大東亜戦争緒戦の日本軍の輝かしい勝利の後であった」と、太平洋戦争をアジア解放の戦争であったかのように描いている。

侵略戦争を起こした罪で処刑されたA級戦犯も、「ぬれぎぬを着せられた『昭和殉難者』」だと説明し、靖国神社後援の映画「私たちは忘れない」では、その「不当性を暴き...『戦犯』の無念をふりかえる」としている。

したがって、靖国神社に首相が公式参拝することは、侵略戦争への反省と両立せず、戦没者への追悼という気持ちを「日本の戦争は正しかった」という立場に結びつけることになる。国内だけでなく、日本の侵略で犠牲を強いられた諸国から、抗議、批判の声が上がるのは当然である。

幾ら、「植民地支配と侵略」への反省の言葉を繰り返しても、首相自身が戦争犯罪の存在そのものを否定する行動をとったのでは、近隣諸国との友好という日本の国益を覆すことになり絶対に許されない。

これは、政府閣僚全員が胸に刻むべき問題である。

よって、本市議会は、政府に対し、小泉首相を初め政府全閣僚の靖国神社公式参拝の中止を求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年6月22日

三鷹市議会議長 金井 富雄